

賃貸物件の基本的条件

- 防虫網戸が各々の窓又はドアーに常備されている事。
- 風呂場、台所等に給湯設備が施してある事。
- 和、洋式を問わず、水洗トイレ構造である事。
- 各々の部屋に天井灯が常備されている事。
- 人種差別をしない事。「米合衆国民法に定める、人種、性別、宗教に基づく差別待遇禁止令」は当基地にも適用されますので、差別する家主から提供される物件の容認は出来ません。
- 独身者、又は、子供の多い家族の賃貸にも協力する事。
- 「前家賃」、「敷金」、「礼金」、「不動産手数料」などの4ヶ月前払い。(ペットがいる場合は敷金2ヶ月も可)
- 全ての賃貸契約は、米軍の指定契約書を使用する事。指定契約書使用の際は事前に米海軍横須賀住宅部の認可が必要です。
- 賃貸家屋は間取りが2DK以上(15坪)の物件を希望致します。
- 駐車場の完備。(駐車場が無い場合は他に賃借する事も可。但し、家賃に含まれるものとします)
- 退去時の清掃代は、居住者が綺麗に掃除している場合、請求できません。
- 最低3年間は賃貸可能な物件である事。
- 階段に手すりが設置されてある事。なお、屋内・屋外を問わず階段があれば、両方とも手すりが必要です。

利点

- 入・転出の回転が速い。(例外もあります。)
- 通訳サービスは住宅部が行います。
- 家賃及び公共料金の滞納、家屋の損傷などに関する諸問題解決に協力します。
- 一度契約していただいた物件は、住宅部の賃貸台帳に残り、空き家となった場合、お客さんがいつでも希望する時に、その物件が見られるように取り計らいます。

注意点

- ベース規定の民間住宅賃貸契約書(英文・和文)を使用いたします。
- 日本国民法に定める「連帯保証人」の制度は、在日米海軍民間住宅賃貸契約書では認めておりません。
- 艦船の急遽出港に伴い、家賃及び公共料金の滞納が派生する場合があります。
- 契約日と初回家賃派生日が異なります。

以上の内容ですので、皆様のお知り合いで、賃貸に興味のある方がございましたら、是非、住宅部の民間住宅課まで御一報ください。

民間住宅課 検査官：小清水・幕内

046—824—0942／825—7130 (午後2時より4時まで) 046—816—9772